

中野区不登校対策アドバイザーの設置について

中野区立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の不登校児童及び生徒並びにその保護者に対して適切な支援を提供するため、会計年度任用職員の職として、不登校対策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

1 職務内容

教育委員会事務局次長の命を受け、中野区立教育センター所長（以下「所長」という。）の指揮監督の下、次に掲げる職務に従事する。

- （１）教育センター及び学校が実施する不登校対策事業に係る指導・助言に関すること。
- （２）教育相談に係る会議へ参加すること。
- （３）その他、所長が必要と認めること。

2 資格要件

- （１）学校経営の経験を有すること
- （２）不登校施策に高い識見を有すること
- （３）教育分野に関する学識経験を有すること

3 任用

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員及び中野区不登校対策アドバイザー設置要綱による。

- （１）アドバイザーは、1人とする。
- （２）アドバイザーの選考は公募とする。
- （３）選考の方法は、書類審査及び面接とする。

4 任期

採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で中野区教育委員会が定める。

5 勤務態様

- （１）勤務日数 1月当たり16日以内
- （２）勤務時間 1日当たり4時間
- （３）勤務場所 教育センター及び学校等